札幌市職員の再就職に関する取扱要領

（平成16年３月31日市長決裁）

最近改正　平成21年３月24日市長決裁

第１　趣旨

この要領は、本市を定年又は任期満了等により退職し、再就職する者の取扱等に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　出資団体への再就職

１　対象者

札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱（昭和60年８月24日市長決裁。以下「要綱」という。）第２条第１項に規定する指定団体（以下「指定団体」という。）に再就職する者

２　任期及び雇用期間（以下「在職期間」という。）の制限

⑴　指定団体に再就職する者の在職期間は、その者が65歳に達する日の属する年度の末日を超えることができないものとする。

⑵　指定団体に再就職する者のうち、役員に就任する者の任期は、２年（法令の規定により任期が定められている者にあっては、当該法令に定める任期）を超えないものとし、当該任期中の経営実績等を考慮し、更新又は再更新することができる。また、法令の規定により任期が定められている者で、当該任期が２年を超える者にあっては、任期にかかわらず、２年を超えない期間ごとに経営実績等を評価するものとする。

３　報酬及び退職金等の制限

⑴　要綱第２条第２項に規定する特定指定団体（以下「特定指定団体」という。）に再就職する者のうち、役員に就任する者の報酬（賞与その他の手当（交通費を除く。）を含む。以下同じ。）の限度額は、本市退職時の職が副市長である者にあっては別表１に、局長職又は部長職である者にあっては別表２に掲げるところによる。

⑵　特定指定団体に再就職する者のうち、役員以外の職に就任する者の報酬については、本市退職時の職が副市長である者にあっては別表１に掲げる額を、局長職又は部長職である者にあっては別表２に掲げる額のうち最低額を超えないものとする。

⑶　特定指定団体に再就職する者に対しては、退職金、功労金その他これに準ずるもの（以下「退職金等」という。）は支給しないものとする。

⑷　要綱第２条第３項に規定する一般指定団体に再就職する者の報酬の限度額及び退職金等については、前各号の例に準じて取り扱うものとする。

４　兼職の制限

指定団体に再就職する者のうち、常勤の役員に就任する者は、報酬、給与その他これに準ずるもの（交通費等の実費弁償に相当するものを除く。）を受けて民間企業の

役員又は職員を兼職しないものとする。

5　再就職の手続

指定団体は、本市の課長職以上の者を本市退職後に再就職させる場合には、事前に、本市退職者の就任が求められる理由及び再就職者に求められる要件を示したうえ、本市に再就職候補者に関する情報の提供を依頼するものとする。本市は、この依頼に基づき、本市退職者が就任することが適当であると判断した場合には、指定団体に再就職候補者に関する情報を提供することとする。また、指定団体から示された本市退職者の就任が求められる理由及び再就職者に求められる要件等については、当該再就職が行われたのち、第４第１項の規定による再就職状況の公表にあわせて公表するものとする。

6　その他

⑴　第２項及び第４項、第５項の規定は、指定団体から報酬を受けない再就職者については、適用しない。

⑵　指定団体において、その運営上、この要領の規定により難い特別な事情があるときは、本市と当該団体が協議するものとする。

⑶　本市を定年又は任期満了等により退職し、指定団体以外の本市の出資する団体等に再就職する者については、出資団体への再就職に関するこの要領の趣旨を尊重するものとする。

第３　民間企業等への再就職

1　対象者

本市の競争入札参加資格を有する企業等（再就職後本市の競争入札参加資格を有することとなった企業等を含む。以下「登録業者」という。）又は登録業者の子会社に再就職する者のうち、本市退職時の職が課長職以上である者（以下「登録業者等への再就職者」という。）

2　営業活動の制限

登録業者等への再就職者は、本市退職後５年間、退職前５年間に担当していた業務に関連する本市への営業活動（宣伝、情報収集、入札への参加、契約交渉その他再就職先の営業を目的とする行為であって、本市職員に働きかけを行うものをいう。ただし、登録業者の子会社に再就職する者にあっては、親会社である登録業者のための行為に限る。）を行わないものとする。

第４　再就職状況等の公表

1　再就職状況の公表

⑴　対象者

ア　本市が資本金，基本金その他これらに準ずるものを出資している団体（以下「出資団体」という。）に再就職した本市退職時の職が課長職以上の者

イ　登録業者に再就職した本市退職時の職が課長職以上の者で、かつ、退職後５年以内の者

⑵　公表項目

氏名、退職時の役職（前号イに掲げる者にあっては、退職前５年間の役職）、退職年月日並びに再就職先の名称及び役職を公表するものとする。

２　在職状況の公表

⑴　対象者

出資団体の常勤の役員に就任している者

⑵　公表項目

氏名、退職時の役職、退職年月日並びに再就職先の名称及び役職を公表するものとする。

第５　再就職状況の報告

本市退職時の職が課長職以上である者は、出資団体に再就職した場合又は退職後５年以内に登録業者に再就職した場合は、所定の様式により速やかに市長あて再就職状況を届け出るものとする。

第６　その他

この要領の実施に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附　則

１　施行期日

この要領は、平成16年４月１日から施行する。

２　要領の廃止

札幌市職員の再就職に関する取扱要領（平成11年５月31日市長決裁）は、廃止する。

３　経過措置

⑴　この要領の施行の日前に、既に本市を退職し、指定団体に再就職している本市退職時の職が助役又は収入役である者の在職期間及び報酬については、なお従前の例による。

⑵　平成16年３月30日以前に本市を退職した者については、第３、第４第１項及び第５の規定は適用しないものとし、民間企業等への再就職に関する営業活動の制限については、なお従前の例による。

⑶　平成16年３月31日以前に本市を退職した助役については、この要領の規定中「副市長」を「助役」と読み替えて適用する。

附　則（平成17年３月30日市長決裁）

１　施行期日

この要領は、平成17年４月１日から施行する。

２　経過措置

この要領の施行の日前に、既に本市を退職し、指定団体に再就職している者については、第２第４項の規定は適用しない。

附　則（平成17年11月17日市長決裁）

1　施行期日

この要領は、平成17年11月18日から施行する。

2　経過措置

平成18年３月31日以前に指定団体に再就職する者については、第２第５項の規定は適用しない。

附　則（平成21年３月24日市長決裁）

1　この要領は、平成21年４月１日から施行する。

2　改正後の札幌市職員の再就職に関する取扱要領（以下「要領」という。）第２第２項の規定は、昭和24年４月２日以降に生まれた者から適用し、同日前に生まれた者に係る在職期間の制限は、なお従前の例による。

3　改正後の要領第３、第４第１項及び第５の規定は、平成21年３月31日以降に退職する者から適用し、同日前に退職した者に係る営業活動の制限、再就職状況の公表及び再就職状況の報告は、なお従前の例による。

別表１

市退職時の職	報酬限度額
副市長	9,000 千円

備考

１　この表の報酬限度額は、年額である。

２　この表の額は、常勤の職の報酬限度額であり、非常勤の職にあっては、上記報酬限度額の５割相当額を報酬限度額とする。

３　２以上の指定団体の職を兼ねる再就職者の報酬については、各団体から支給される報酬の合計額が、報酬限度額を超えないものとする。この場合において、兼職する職の全てが非常勤のときは、備考２の規定は適用しない。

別表２

指定団体の職 ＼ 市退職時の職	報酬限度額		
	社長 副社長 理事長 副理事長	専務取締役 常務取締役 専務理事 常務理事	取締役 監査役 理事 監事
局長職（地方公営企業管理者、教育長等を含む。）	7,200 千円	6,750 千円	6,300 千円
部長職	6,300	5,850	5,400

備考

１　この表の報酬限度額は、年額である。

２　この表の額は、常勤の職の報酬限度額であり、非常勤の職にあっては、上記報酬限度額の５割相当額を報酬限度額とする。

３　２以上の指定団体の職を兼ねる再就職者の報酬については、各団体から支給される報酬の合計額が、兼職するそれぞれの職の報酬限度額のうち最も高額なものを超えないものとする。この場合において、兼職する職の全てが非常勤のとき、又は兼職する職の中に非常勤の職を含むときは、備考２の規定は適用しない。

４　指定団体の専務取締役、常務取締役、専務理事又は常務理事の職にある者が、当該指定団体の実質的代表権を有するときは、社長、副社長、理事長又は副理事長に係る報酬限度額を適用することができる。

５　この表に掲げる指定団体の職に準ずる職に就任した者の報酬限度額については、当該職に係る報酬限度額を適用する。